

〔備考〕

- 1 記載事項は、大文字の大きさが縦0.21cm以上の文字のタイプ印書又は印刷により、暗色の退色性のない色で、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによつて直接に任意の部数の複製をすることができるように記載する。
- 2 TITLE OF INVENTIONは、短く（2語以上7語以内であることが望ましい。）かつ確なものとする。
- 3 記載すべき出願人又は発明者のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、「Further applicants and / or (further) inventors are indicated on a continuation sheet.」の前の 内にレ印を付し、続葉を用いて記載する。
- 4 「Applicant's registration No. with the Office」及び「Agent's registration No. with the Office」の欄には、識別番号をなるべく記載する。
- 5 「PRIORITY CLAIM」の欄には、優先権の主張に係る先の出願の表示を次により記載する。
  - イ 先の出願が「national application（国内出願）」の場合には、先の出願をした日付、先の出願の番号及び先の出願がされた国名を記載する。
  - ロ 先の出願が「regional application（広域出願）」の場合には、先の出願をした日付、先の出願の番号及び適用される広域特許の取決めにに基づき広域特許を付与する権限を有する機関の名称（実際には、関連する広域官庁）を記載する。広域出願のうち、ARIPO特許を先の出願とする場合には、その出願を行つたパリ条約同盟国又は世界貿易機関の少なくとも1か国の国名を記載する。
- ハ 先の出願が「international application（国際出願）」の場合には、国際出願日、国際出願番号及び出願がされた受理官庁名を記載する。
- 6 「CHECK LIST」の「Language of filing of the international application」の項には、受理官庁が認める言語のうち国際出願に使用した言語を「English」のように記載する。
- 7 「SIGNATURE OF APPLICANT, AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE」の欄には、すべての出願人が代理人を選任した場合には、その代理人が記名し、署名をする。代理人が選任されない場合には、少なくとも一人の出願人が記名し、署名をする。
- 8 第50条の3第2項の規定により磁気ディスクを願書に添付するときは、次の要領で記載する。
  - イ 「9. sequence listing in computer readable form (indicate type and number of carriers)」の 内にレ印を付すとともに、「(i) copy submitted for the purposes of international search under Rule 13ter only (and not as part of the international application):」の 内にレ印を付し、媒体の種類及び数を記載し、「(iii) together with relevant statement as to the identify of the copy or copies with the sequence listing mentioned in left column:」の 内にレ印を付し、陳述書の数を記載する。
  - ロ 「11. other (Specify): ..... :」の 内にレ印を付すとともに、点線の上に「Information Such as Recording Form of Magnetic disk」と記載し、その書面の数を記載する。
- ハ 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」の項目は、様式第1の2の備考3に従つて記載する。

(文例)

STATEMENT

TO: Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence(s) recorded on the magnetic disk is identical to the nucleotide and/or amino acid sequence(s) written in the specification.

Date,

Identification of International Application :

Title of Invention :

Applicant (Agent) : Signature (印)

二 「Information Such as Recording Form of Magnetic disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person (Tel (Fax), Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。

9 その他は、様式第1の備考1、2、4、9、13から15まで、20及び21、様式第1の2の備考1、4及び7並びに様式第7の備考1から4まで、6、10、14及び16から18までと同様とする。

様式第10の1の備考17、18、19、20

様式第10の1の備考3の15、16、17、18、19、20

様式第10の1の備考2及び様式第10の1の備考17、18、19、20

様式第10の1の備考6及び様式第10の1の備考15、16、17、18、19、20

様式第10の1の備考15、16、17、18、19、20

様式第11の7（第22条の2、第29条の2、第30条の2及び第47条関係）

意 見 書

特許庁長官 殿  
(特許庁審査官 殿)

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）
  - 氏名（名称） (印)
  - あ て 名
  - 国 籍
  - 住 所
- 3 代理人
  - 氏 名 (印)
  - あ て 名
- 4 補完命令の日付
- 5 意見の内容
- 6 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 第22条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第22条の2第1項の規定による意見）」とし、第29条の2第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の2第2項の規定による意見）」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第30条の2第1項の規定による意見）」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「意見書（第47条第3項の規定による意見）」とする。
- 2 第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補正命令の日付」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「通知の日付」とする。
- 3 様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考14と同様とする。